

第7日（平成16年12月14日 午後1時開議13時05分開議）

●一般質問（答弁）

斉藤守議員（財政部長・総務部長・企画部長・市民生活部長、井上助役）

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 通告に従いまして質問をさせていただきます。

なれというのは非常に怖いなというふうに思うんですけども、6年前、初めてこの場に立たせていただいて質問をさせていただいたときに、ちょっと変だなというふうに感じていたのが、年月の間にだんだんなれてしまって感じなくなってしまうというふうな現実もあります。

6年前初めてここで言葉を吐かせていただいたときにお話をさせていただいたのは、議場の形の問題でした。こうして質問をするに当たって、質問の相手に対して、後ろからお話をさせていただいたり、あるいはずっと後ろの方に向かってお話をさせていただくなんというのはなかなかやりづらいなというふうに思うわけです。この問題は議会の問題ですので、今後議会の中で議論をさせていただきたいと思っておりますけれども、今回質問に取り上げさせていただいた決算の時期の問題についても、これもやはり最初のころから変だなというふうに思っていた問題の1つです。

ただ、これは議会だけでは解決できない問題も含んでおりますので、きょうは理事者の皆様にもお聞きいただき、1～2質問をさせていただきます。

まず、決算については、地方自治法233条において出納閉鎖後、これは5月31日ですがけれども、3カ月以内に市長に必要書類を提出することになっております。また、議会の認定は、次の通常予算を議する議会までにとという形で、この時期について期限が設定されています。

そして、船橋の場合は、ことしの例で言いますと、市長の提出はいつあったのか私はわかりませんが、議会の審査が11月9日から12日まで行われ、認定が12月1日という形で法にかなった形で行われました。

そして、決算が認定されますと、自治法同条の6項において、決算をその認定に関する議会の議決及び第3項の規定による監査委員の意見とあわせて、市町村にあっては都道府県知事に報告し、かつその要領を住民に公表しなければならないというふうになっておりますけれども、今回の場合、県への報告はいつで、住民への公表はいつだったんでしょうか。お伺いします。

それから、決算の認定にかかわる議会の権限は、予算の議決と対をなして大変重要なものだと思うわけです。執行機関によって前年度予算が正しく執行されたかをチェック、監視する目的と、もう1つは、決算審査を通じて、翌年度以降の予算にその結果を反映させる目的が

あると思うわけです。

そこで、船橋の場合は、11月9日から12日までの間が決算の審査でした。一方、予算編成については10月の中旬が枠配分の経費入力締め切りで、政策経費、歳入の入力締め切りが10月下旬と伺っております。そうしますと、決算審査における議論の反映は、原則的、技術的には大変難しいのではないかなというふうに思うわけです。株式会社などの民間法人の多くは、3月末で会計が閉鎖されると5月末までに税務申告をして、6月末までに株主総会を開くというわけで、こうしたスピードが自治体にも必要なのではないかと思うわけです。

以前というか昔の手計算の時代と違ってコンピュータ化されているのですから、できないはずはないと思うわけです。

そこで、他市の状況を調べてみました。政令市13自治体のうち、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、名古屋市、大阪市、北九州市、この8市は第3回9月定例会の中で審査認定を行っております。また中核市でも、旭川市、いわき市、宇都宮市、横須賀市、相模原市、岡崎市、豊田市、愛媛市、奈良市、高知市と、近隣では松戸市でも9月定例会の中で行っております。

先日、さいたま市に話を伺いに行つてまいりました。ここでは、合併を機に見直しを行いまして、本年度より9月定例会の中で審査・認定をすることに変更したとのことでございます。

そこで質問は、仮に議会側が9月議会の中で審査・認定をするという決定をした場合、行政側としては、予算審議を行っている3月議会と同じように、8月中に決算書類関係を議会に提出し、9月議会の中で行うことが可能かどうか、この辺のご所見をお聞かせください。

次に、市の仕事のアウトソーシングについてお話をさせていただきます。

三位一体改革は、これまでの補助金による国の許可のもとでの地方行政ではなく、税源移譲により地方自治体がみずからの責任で政策の立案から実行まで行えるようにするものです。このことは反面、地方にとっては、これまで国庫負担金として入ってきた歳入が、全額税収として保障されるものではなくなりますので、歳出においては、これまで以上に節減に努めなければならなくなるものです。そのことも見据えて市ではさきの財政健全化プランを立案したものだと思えます。

その中の大きな柱の1つであるのが委託の推進についてということで、民間でできるものは民間でということで、保育園を初めとした社会福祉施設や下水処理場などを民間等にゆだねることで、より効率的、効果的なサービス提供ができるものについては積極的に民間委託を推進していくとしております。そして、この具体的なあらわれが、今議会に議案として上程されている老人福祉センターなどの指定管理者の指定だろうと思うわけです。

私自身としては、ちょっと思うのは、残念ながら、今回の指定において、市が100%出資の生きがい事業団と80%の人件費を負担している社会福祉協議会、これらいわゆる外郭団体

が6つの施設のうち4つの施設を指定を受けたわけで、判断を下した方の目から見ると、民間の能力が外郭団体の能力よりも劣っていたということになったのかもしれませんが。

また、来年度以降も既に管理委託している事業を初め幾つかの事業が指定管理者に移行していくものと思いますが、どういう事業を指定していくのか、お聞かせください。

そんな中に、ことし8月、政府の規制改革民間開放推進会議が、市場化テストと呼ばれる新たな行政改革手法の導入についての提言がありました。

市場化テストとは、さまざまな公共サービスについて官と民がコストやサービスの品質両面について争い、入札し、すぐれた方が落札するという仕組みで、欧米では実践例も多く、アメリカでは90年代に地方自治体で導入が進んだそうです。

インディアナポリス市では、下水処理、ごみ処理、道路の維持管理、車両の維持管理等多くの事業、サービスでこの手法を導入して成果を上げているとのこと。

例えば下水処理施設の運営管理では、民間との競争入札により、世界トップクラスの民間共同企業体が受託し、その結果、1つとしては、5年間の契約で総額70億円、44%のコストが削減され、2つ目に、排水処理後に流れ込む川の水質の86%改善がされたとのこと。3つ目に、当該事業にかかわった市職員の削減、328人から176人になったとのこと。4つ目に、受託先への移籍、再雇用先ですけれども、そうした場合の職員の処遇の向上が入札前よりも図られたという報告です。5つ目に、現場での事故件数70%減少などの効果があらわれていると報告されています。さらに、市全体では、市の職員側が受託した案件比率で見ると、競争入札全体の25%は市が受託したそうです。そして、民間企業と市が共同受注したものが20%という実績を上げているというふうなことです。

こうした市場化テストについてどのようにお考えになられるか、ご所見をお聞かせください。

最後に、区画整理の事業です。

坪井地区の区画整理も、17年度末の——来年度末ですけれども、事業終了が近づき、いよいよ最終段階になってまいりました。10月30日には船橋日大前駅東口もオープンし、当日は市長も来賓として参加して、まち開きのセレモニーが行われました。地域の子供たちもよさこいや地元の農家の方々による野菜の直売が行われるなどして、若干の雨はありましたが、大変盛況でした。

その後、区画整理地内の第1期使用収益開始地区もほぼ最終居住予定者との契約も済んだと聞いておりますし、現在100戸近い新しい住宅が建築中であります。また、第2期使用収益開始地区を含めた都市再生機構による抽せんにも、倍率の高いところでは22倍の申し込みがあったとのこと、まち全体に人が住み、またがで上がるのも案外早いのかなというふうに思われます。

そこで質問は、地域住民の方々を含めて、悲願でもありました公民館というのか、あるいは公会堂というのか、コミュニケーションセンターというのかわかりませんが、こうした地域住民が集える場の建設についてはどのようなになっているか、お聞かせください。  
以上で第1問といたします。

[財政部長登壇]

●財政部長（足立敏夫） 決算等の時期につきましてご答弁申し上げます。

決算額等につきましては、毎年12月1日号の広報ふなばしにて、財政状況の公表とあわせて決算の概況をお知らせするとともに、地方自治法第233条第6項の規定に基づく知事への決算報告及び決算の住民への公表につきましては、本年度は12月7日に行っております。

決算提出までの現在の状況は、5月31日の出納閉鎖後に決算額を確定した上で各課にて確認作業を行い、決算に係る主要な施策の成果を説明する書類、その他政令で定める書類をあわせて作成し、印刷、校正作業等を経て提出しております。これらの作業を9月までに調整し実施しておりますが、毎年スケジュールは非常に厳しい状況でございます。

9月議会の中で決算審査・認定を行うことが可能かのご質問でございますが、議会関係の日程は議会において決定されるものでございますが、先ほど申し上げたとおり、事務的な流れといたしましては、現状の中では非常に厳しい状況でございます。しかしながら、議会の意向で9月議会の中で対応ということであれば、他市を十分に調査し、事務の抜本的見直しが必要と考えております。また、実施に当たりましては、審議の円滑化のために私どもも十分なる協議をしていただければと考えております。

以上でございます。

[総務部長登壇]

●総務部長（阿部幸雄） 市の仕事とアウトソーシングについてのご質問にお答え申し上げます。

今後どういう事業を指定管理者の管理に移行していくのかということでございますけれども、現在、管理委託を行っておりますこの議会で提案させていただきました南老人福祉センターを除きます24の施設につきましては、地方自治法の改正に関する経過措置期間が設けられておりまして、平成18年9月1日までに直営で行うか、あるいは指定管理者制度で行うかの選択をすることになりますが、経費的な側面や、現在市が管理をしていないため、市に管理のためのノウハウがない施設もあることを考慮いたしますと、原則といたしましては、指定管理者制度に移行していくものと考えております。

また、その他の直営で、あるいは部分的な委託を行っている施設につきましては、施設ごとに経費の節減やサービスの維持向上などを含めた検討をした上で、包括民間委託などの

他の方法との比較も行い判断していく必要があるものと考えており、それぞれの担当部署で今後判断していくものと考えておるところでございます。

以上でございます。

#### [企画部長登壇]

●企画部長（平川道雄） アウトソーシングに関しまして、市場化テストについてのご質問にお答えを申し上げます。

ご質問の中にもありましたとおり、財政健全化プランでは、民間でできるものは民間でという基本的な考え方に基づいて、広範囲にサービス提供を民間部門にゆだねることとしております。より効率的、効果的なサービスが提供できるものについては、積極的に民間委託を推進していくことといたしております。

市場化テストにつきましては、国において平成17年度の試行的導入に向けて準備を進めているところでございますが、公共職業安定所や社会保険庁が実施している事業についてもモデル事業の対象とすべきとの議論がなされているなど、従前の民間委託と比較して2歩も3歩も踏み込んだ内容が検討されているものと認識をいたしております。

また、この制度のねらいは、規制緩和の一環として、国等がみずからサービスを提供している分野、いわゆる官業を民間開放するための手段であり、官と民とを対等な立場で競争させ、民間でできるものは民間へを具体化させるための仕組みであるというふうに考えられます。

一方、この市場化テストの導入に当たっては、官民のコストを公平に比較できるのか、サービスの質を評価する仕組みづくりができるのか、事業を民間に移管する際の公務員の処遇をどうするのかといった問題点も指摘をされておるところでございます。

本市といたしましては、市場化テストが限られた財源の中で市民に質の高い公共サービスを提供することに資する制度となることに期待しつつ、今後の国の動向に十分関心を持って注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### [市民生活部長登壇]

●市民生活部長（金子正雄） 坪井地区土地区画整理事業に関連したご質問にお答えいたします。

公共公益施設の設置につきましては、これまで市政懇談会や議会でもご要望、ご議論いただいているところでございますが、平成14年第3回定例会において市長は、船橋市総合計画で新たな地区コミュニティーとして位置付けし、町の熟成度にあわせ整備してまいりたい

とお答えしたところでございます。

これまで独立行政法人土地再生機構と協議を進めてきた中で、具体的なものとしては、交番の用地を駅前広場に確保することで協議が調っております。他の公益施設につきましては具体化されておりませんが、平成12年度からスタートした船橋市総合計画に基づいて地区コミュニティーを23地区から27地区へ順次移行していくに当たり、現在、関係部局による船橋市コミュニティー行政推進会議において23地区コミュニティーと比較いたしているところでございます。

また、同地区のまち開きも行われ、新たな入居者の申し込みも順調に進んでいるとお伺いしているところでございます。

今後は、これらの状況と町の熟成度を考慮しつつ、施設整備を進めていくことになると思われまので、いましばらくのお時間をいただきたいと存じます。

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員　ご答弁ありがとうございました。ありがとうございましたと言うのが礼儀ですから申し上げますけれども。（笑声）

2問目をさせていただきますが、2問目の順番につきましては、ご答弁をいただく準備もあるでしょうから、まず、坪井地区の問題から入らせていただきます。

お聞きになっていて話がかみ合っていないのがよくおわかりだと思うんですけども、熟成度を考慮しつつ云々、あるいはいましばらくお時間をいただきたいという言葉については、議会答弁とか、あるいは地域での説明会等、何度もお聞きしております。

時間を置けば必ずできるという問題もあります。一方、時間を置いたらできなくなるということもあるわけです。我が家のカキなどは、熟成を待っている間に腐ってしまったり、カラスに食べられてしまうということもままあります。

この区画整理は、来年度ですべての土地が使用収益が開始されます、来年度いっぱい。このことは何を意味するかと申し上げますと、すべての土地について住宅が建てられるということです。そして、その段階で市が公共公益のために一団の土地を使いたいと言っても、まとまった土地の手当てができるかどうかはわからないということになるわけです。当然、税金の問題もありますから、早急に区画整理の中の方々は税金対策の住宅等をされるんだろうと思います。

また、この熟成度というのがくせ者だと私は思うんです。坪井地区にコミュニティーセンター等の施設をつくった場合、区画整理地内に7,200人の計画人口が住んでからでないと、利用者がいないとでも思っていらっしゃるのでしょうか。

ご存じのように、この区画整理地の周辺には、10の町会自治会5,000人弱の人が住んでいるわけです。そして、この地に30年以上前に住まわれた方たちは、最初は豊富の公民館、その

後が海老が作公民館、習志野台公民館、今は松が丘公民館と転々と変更され、今まさに身近なところに公共公益施設ができて、新しく区画整理地内に住んでこられる人たちと一緒に1つのコミュニティーをつくりたいと願っているわけです。

既に利用したいと願っている人たちは、周辺に居住しているわけです。また、新しく住まわれる方は、自分たちの自治会をつくる会合をどこで持ったらいいんでしょうか。自治会ができるまでは防犯灯の管理は習志野台自治会連合会にお願いしたようですけども、この自治会をつくる、相談をするところがないんです。この地域に関して、道路問題も含めて市は常に後手後手に回っています。今後の進め方について再度ご答弁をいただければと思います。（「後手後手は坪井だけじゃねえよ」と呼ぶ者あり）

次に、決算の時期の問題ですけども、この答弁、できないとか答えられないと思っております。できないとは答えられないわけです。船橋市より事務量の多い政令市で、13市のうち8市が既に9月議会で審査をしているわけですから、私は、市の事務の効率化と決算審査の翌年度予算への反映も含めて9月中に行うべきと考えたわけです。あとは議会の問題ですので、今後議員の皆さんと検討してまいりたいというふうに思います。

また、住民への公表の時期ですけども、あくまでも認定の後だと思っていたんですけども、今議会の認定が12月1日で、それを調べていたら、広報に掲載されたのが12月1日だったので、ちょっと不思議に思って聞いてみました。お聞きすると、市の財政状況の公表に関する条例があって、5月15日と11月15日に財政状況を公表する義務があって、広報に概要を公表したとのことですけども、そして、その3条では、11月15日に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの間における財政状況を掲載し、かつ前年度の決算の概況を明らかにすることというふうになっておりまして、この辺、認定の問題とは関係ないのかどうか、この辺の時間の問題をクリアにするためにも、9月議会で認定をする必要性があるのではないかなというふうに思うわけです。

それから、もう1つのアウトソーシングの問題ですけども、市のさまざまな事業の中には、まだまだ見直しができるというか、しなければならぬ必要性がある事業がたくさんあるように思われます。個々の具体的な内容については時間の問題等もありますから、また今後検討していく、議論していくといたしまして、再度というか、あるいは常に見直しを図って事務の効率化、サービス向上に努めていただければと思います、要望といたします。

以上、第2問といたします。

[助役登壇]

●助役（井上博士） 坪井地区の公共施設の整備についての再質問についてお答えいたします。

先ほど、市民生活部長がご答弁したとおり、同地区にどのようなコミュニティー施設が望

ましいか、現在、関係部局に船橋市コミュニティー行政推進会議の場において取りまとめる作業を進めております。早期に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、コミュニティー施設の整備に当たっては、行政内部の検討に加え、地域住民との意見交換などを行うことによって具体的な形となってくることが望ましいと考えております。

先ほど、斉藤議員の指摘もありましたが、後手後手になったりとか、あるいはつけ焼き刃の政策にならないように、この点についても十分注意したいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。（発言する者あり）

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 ありがとうございます。

この場でいつできるとか、いつつくるとか、そういうお返事が出てこないとは思ってはいたんですけども、3年前に質問に対してコミュニティーセンターなるそういったものをつくるというふうにご答弁をいただき、地区の中でもつくるというお話をしていただいているわけですが、それがずっとこの3年間同じお答えであり、今ここへきてもまた同じお答えになってしまうという、そのことが私は坪井の問題だけでなく、全市的ないろんな政策の中に、政策をしていく上での問題が、あるいは市の中にありはしないかなとも思うわけです。（「そうだ」と呼ぶ者あり。笑声）そういう意味で、1つ1つの政策について後手後手に回らないようにしっかりとお願いできればと思います。

実はあの区画整理について、坪井地区に積極的に賛成の人はだれもいなかったんです、私の知っている限り。持ち続けられるものならば、畑とか田んぼや山林としてそのままの状態です。置きたかった人たちがほとんどなんです。ああして木が切られてしまったものですから、聞くところによると、市長のお宅までタヌキが逃げ込んでいったというふうなことですけれども（笑声）、確かに本当につらいです。

しかし、これは市長が市長になる前の話ですけども、公団と市と、それから企業はどうしても区画整理をしたいという意向があったから、地域の人たちは、じゃ、協力しよう。駅から10分のところまでの地域であるならば、これは仕方がないだろうということで協力してきたわけです。市にとっては税収という形で、これまでのあの地区から上がっていた税金の何百倍、何千倍、あるいは何万倍かわかりませんが、毎年入ってくるわけです。大変市にとっては喜ばしい事業であるはずなんです。

住民の人たちは、区画整理をしなければならないのなら、ぜひともよい町をつくっていただきたいというふうな思いから、普通の法律の倍以上の公団用地を提供したり、協力したりしているわけです。市では、できない理由を考えるのではなくて、先ほどアウトソーシングでもお話ししたように、民間の力を使うとか、いろんな方法を視野に入れて、できない理由でなくて、できる方法を考えていただきたいというふうに思います。

こうした議論をご理解いただき、早急に対応してくださることをお願いいたしまして、ご



要望とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。